

届出が不要となる行為

※主な項目を抜粋（景観法又は和歌山市景観条例で、届出の要しない行為が規定されています。）

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・法令等の処分による義務の履行として行う行為
- ・建築物の建築等で設置期間が90日を超えないもの
- ・建築物の存する敷地内で行う行為で建築物の建築等又は工作物の建設等でないもの
  - “ 木竹の伐採又は特定照明でないもの
  - “ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積で高さが1.5mを超えないもの
- ・建築物及び工作物の改築等に係る行為で床面積又は築造面積の合計が10㎡を超えないもの
- ・建築物及び工作物の模様替又は色彩の変更等に係る行為で面積が10㎡を超えないもの
- ・建築物及び工作物の改築等に係る行為が外観又は色彩の変更を伴わないもの
- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・仮設の工作物の建設等
- ・工作物の建設等で高さが1.5mを超えないもの（和歌山城周辺景観重点地区）
- ・工作物のうちモニュメントその他これに類するもの（※）の建設等で高さが1.5mを超えないもの（和歌の浦景観重点地区）  
※装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾等をいう
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さが1.5mを超えないもの
- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で土地の形質の変更を伴わないもの
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積若しくは堆積期間が90日を超えないもの
- ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、建築物の建築等でないもの
  - “ 貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等で高さが1.5mを超えないもの
  - “ 用排水施設又は農道若しくは林道の設置で幅員が2mを超えないもの
  - “ 土地の開墾又は森林の皆伐でないもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 他の法令又は条例の規定に基づき、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるもの

- ・文化財保護法、県、市文化財保護条例により許可等を受けたもの
- ・都市公園法の許可を受けたもの
- ・自然公園法の許可等を受けたもの
- ・和歌山市屋外広告物条例の許可を受けたもの など